

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例⑥：国際的な価値としての「ビジネスと人権」の取組・推進

1. 基本的な考え方

●2011年、第17回国連人権理事会にて「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持され、同決議にて設立された作業部会は、指導原則の普及と実施にかかる行動計画の策定を奨励。

●日本政府は、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定。2021年には、国際人権問題担当総理大臣補佐官を新設。

●2021年12月、岸田総理は、「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化について、国際的な人権問題への対処を含め、しっかりと取り組む覚悟です。」として、人権尊重の取組の促進を表明。

⇒インド太平洋地域における人権を尊重する環境づくり・制度構築を支援していく。

2. 具体的な取組

●責任ある企業行動の促進

（例）国際機関を通じ、インドネシアやベトナムをはじめとする東南アジア諸国を含む日本企業の主な進出先国を中心に、企業及びそのサプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスに関する研修実施、対象国政府の「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定支援。

●労働者の権利を守るための法令・政策整備・運用支援、人権デュー・ディリジェンス実施支援、救済メカニズム整備・運用支援

（例）技術協力を通じた途上国政府機関の能力強化、ODA事業関係者向け人権DD研修

●人権尊重の促進のための組織的ネットワーク強化

（例）児童労働撤廃や責任ある外国人労働者受入れの推進を目的とした民間企業・NGO等とのプラットフォーム活動の推進（「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」）、国際機関との連携を通じた国際的発信

国際的な価値としての
「ビジネスと人権」の取組の促進

- 責任ある企業行動を促進
- 各国の人権デュー・ディリジェンス等の実施を支援
- 各国のビジネスと人権に関する行動計画の策定等を後押し

